ENEOS BUSINESS ETCカード

規約 · 規定集

トヨタファイナンス株式会社

この規約・規定集をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、カードをご利用ください。

— 会員規約 —

<一般条項>

第1条(定義)

本規約においては、以下の各号に掲げる用語は、以下の各号に掲げる意味を有する。
①「当社」とは、トヨタファイナンス株式会社をいいます。

- ②「ENEOS」とは、ENEOS株式会社をいいます。
- ③「両社」とは、当社およびENEOSのことをいいます
- ④「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、 阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および地方道路公社等の道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者の うち、当社または当社とETCカード発行に関する契約を締結した企業とETC決済契約を締結した者をいいます。
- ⑤「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所において、ETCカード、車載器および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金を自動収受するシステムをいいます。
- ⑥「ETCカード」とは、ETCシステムの利用者を識別し、車載器を動作させる機能を有する専用カード(ENEOS BUSINESSETCカード)のことをいいます。
- ⑦「会員」とは、本規約を承認の上、所定の方法によりETCカード会員制度への入会の申込をした法人・団体・個人事業者(以下総称して「法人等」という。)で、両社が適格と判断して入会を認めた法人等をいいます。⑧「カード利用者」とは、会員に貸与されたETCカードを利用して、道路事業者が運営する有料道路の通行料金をETCカード
- により決済する者をいいます
- ⑨「ETCカード利用代金」とは、会員が本規約に定めるETCカードを利用して支払った有料道路の通行料金で、本規約に基づ き決済されるものをいいます。
- ⑩「車載器」とは、車両に設置し、路側システムとの間で料金情報の通信を行う機能を有する装置のことをいいます
- ①「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器との無線通信により料金情報を授受する装置 のことをいいます
- ⑩「ETCカード会員制度」とは、ENEOSが企画し、当社が発行、貸与およびその管理等の業務運営を行うETCカードにより、 会員が道路事業者の運営する有料道路の通行料金を支払う際の利便を提供する制度(ENEOS BUSINESS ETCカー ド会員制度)をいいます。

第2条 (契約の成立)

ETCカード会員制度への入会に関する契約は、当社が入会を承認したときに成立するものとします。

第3条 (ETCカード利用等にかかる責任)

- 1. 会員は、カード利用者のETCカード利用に基づいて発生した債務その他本規約に基づく当社に対する一切の債務について、履行の責任を負うものとします。なお、会員はカード利用者が第28条第1項に現在および将来にわたっても該当しないことおよび同条第2項各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- 2. 連帯保証人は、会員がETCカード取引に関し当社に対して負担する一切の債務(以下「保証対象債務」という)について、会員
- 3. 連帯保証人(ただし、令和2年3月31日以前の入会・変更等により連帯保証人となった場合を除く。以下本条において同じ)の負担は、 ETCカード入会申込書等に記載する極度額を上限とします
- 4. 会員は、連帯保証人に対し以下の記載事項に関する情報を提供しました。また、連帯保証人は、会員から以下の記載事項に関する 情報を受領しました
 - ①会員の財産および収支の状況
- ②会員が保証対象債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況 ③会員が、保証対象債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容 5. 連帯保証人が、当社からの保証債務の履行の請求によらずして保証債務を履行する場合には、予め当社に対し、その旨並びに履行 する予定の日及び金額を通知するものとします。
- 6. 連帯保証人が、前項に反して金銭の支払いをした場合には、当社は、これを主債務(保証対象債務)の弁済とみなすことができる ものとします。ただし、連帯保証人が、当社に対し、第2項に基づき負担する連帯保証債務以外の債務を負担しており、その履行の趣旨であることが明らかである場合を除きます。
- 7. 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第14条が準用されることを承諾します。

第4条(ETCカードの貸与と取扱)

- 1. 当社は、当社所定の入会申込方法により、ETCカード発行の申込を行い、当社が適当と認めた会員に対し、ETCカードを発行し、貸与します。なお、ETCカードの所有権は当社に帰属します。
 2. 会員は、ETCカードの所定の欄に車両番号が表示されている場合は表示された当該車両番号と同一車両にかかる通行料金の支払
- いについて使用することができます。なお、車両番号の非登録(ETCカード所定の欄に車両番号00000表示されたもの)の場合 は全ての車両で使用できます。
- 3. 会員は、前2項に定める車両の追加または変更を希望するときは、所定用紙にてその旨当社に申し込み、その都度当社の承認を受 けるものとします
- 4. 会員は、貸与されたETCカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、会員が本ETCカードの利用を許諾しない者(以下「第三者」という。)にETCカードが使用されることがないよう管理します。また、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにETCカードの占有を第三者に移転することはできないものとします。
 5. 会員は、当社またはその委託を受けた者がETCカードの返却を求めた場合、これに応じるものとします。
- 6. 第4項の規定に違反し、ETCカードが第三者に使用されたときは、本規約に別段の定めがない限り、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。

第5条 (ETCカードの有効期限)

- 1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード券面に表示した月の末日までとします。
 2. 当社は、ETCカードの有効期限までに退会の申出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた法人等に対して、有効期限を更新した新たなETCカード(以下「更新カード」という。)を送付します。
 3. 会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において従前のETCカードを、破砕する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
- 4. ETCカードの有効期限前におけるETCカード利用に基づく債務の支払については、有効期限経過後も当該債務が支払われると

きまで本規約の定めを適用するものとします。

第6条(年会費)

会員は、ETCカードの利用にあたっては、当社所定の期日に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済みの年会費は、 理由の如何を問わず返還しないものとします。

第7条(ETCカードの利用可能枠)

- 1. ETCカードの利用可能枠(ETCカード利用代金の未決済残高をいい、以下「利用可能枠」という。)は、当社が定めるものとします。 1. E I C A F いかの 用 B E F C L C A F 下 の 用 の 下 で か 所 か に か に い り 。) は、 当 住 か 足 め る も の と し ま す 。 た だ し 、 当 社 が 必要 と 認 め た 場 合 は 、 利 用 可 能 枠 を 増 額 ま た は 減 額 で き る も の と し ま す 。 2. 会員 は 、 当 社 が 承認 し た 場 合 を 除 き 、 利 用 可 能 枠 を 超 え て E T C カ ー ド を 利 用 し て は な ら な い も の と し ま す 。 3. 会員 は 、 当 社 の 承認 を 得 な い で が す た 中 を 超過 し て E T C カ ー ド を 利 用 し た 場 合 も 、 当 然 に 支 払 義 務 を 負 う も の と し 、 当 社 か ら ま た い と は な い さ れ か ら と し 、 当 社 か ら
- 請求されたときは、当該超過金額を直ちに一括して当社に支払うものとします。

第8条(ETCカードの利用方法)

- 1. カード利用者は、道路事業者所定の料金所において、道路事業者が定める方法で当該料金所を通過することにより、ETCカード での通行料金の支払ができるものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、カード利用者は、道路事業者所定の料金所において、ETCカードの呈示による通行料金の支払を求められた場合には、これに応じるものとします。

第9条(支払の期日および方法)

- . 会員のETCカード利用代金の当社に対する支払方法は1回払に限るものとします。
- 2. 会員は、毎月のETCカード利用代金を、予め会員の指定するところにより、①毎月5日に締め切る場合は翌月2日(当日が金融機関休業日である場合は翌営業日。以下同じ)に、②毎月20日に締め切る場合は翌月17日に、予め会員が届け出た金融機関の預金口座等からの口座振替の方法により当社に支払うものとします。
- ビスを、自らの要請に基づき利用できるものとします。この場合、会員は口座振替する日を当社が指定する日から選択するものと します。
- 当社は、法令により必要とされている場合を除き、ETCカード利用代金に関する領収書を発行しないものとします。

第10条(支払金等の充当順序)

会員の当社に対する債務の支払が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務の全額に満たない場合、 支払金の債務への充当は、当社所定の順序・方法により行うものとします。

第11条 (電子メールアドレスの登録)

削除

第12条(支払額の通知および残高確認)

- 1. 会員は、第9条に規定する毎月のETCカード利用代金については、会員が自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用代金明細および利用残高(以下、「利用代金明細等」という)を確認するものとします。
- 2. 会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第9条により指定された支払日の1週間前までに、当社へ連絡するものとします。

第12条の2(明細WEB確認の利用)

- 第12米以2(明神WE D唯識の利用) 1. 会員は、前条第1項本文の方法による利用代金明細等の確認(以下「明細WE B確認」という)を利用するにあたっては当社所定の方法により、利用登録を行うものとします。また、会員は、利用代金明細等をパソコン等の端末に記録(保存)するものとします。 2. 明細WE B確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザおよび利用代金明細等データの形式等の明細WE B確認の利用環境は、
- 当社ホームページ (URL: https://ts3card-business. jp/sitepolicy. html) にて指定するものとします。なお、会員は、当社が事前告知なく明細WEB確認の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。
 3. 当社は、第12条の3第1項により会員が登録した電子メールアドレスへ、利用代金明細等の確定通知を送信します。ただし、確定
- 通知が正しく受信されないことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場合があります。 4. 当社は、会員が前項の通知を受信できないことにより、会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わない
- ものとします
- 5. 利用代金明細等の確定時において、当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断した場合は、当社は、利用代金明細等を書

面で送付をすることがあります。 第12条の3(電子メールアドレス)

- 1. 会員は入会後直ちに当社所定のホームページで会員の電子メールアドレスを登録するものとします。
- 1. 五貫は八五は屋のに当は外足のが、コープと五貫の電子が、アールアドレスは登録できません。 2. 前項の電子メールアドレスの登録にあたっては、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。 3. 第1項の電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。
- 4. 会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのユーザーメニューから変更の手続きを行うも のとします
- 5. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムに事故があったこと、会員の責に帰すべき事由があったこと、会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかったことを原因として会員 が諸通知の受信をできなかった場合であっても、当社は、最終届出の電子メールアドレスにあてて諸通知の内容を送信した時をもっ て会員に到達したものとみなします

第12条の4(明細WEB確認の利用の中止等)

- 1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく明細WEB確認を利用することができなくなることがあ ります この場合、当社は利用代金明細等を書面で交付するものとし、会員は、第12条の5第2項の規定に従って当社所定の金額 を負担するものとします。
- 当社は、 会員に対し、 別途その旨を通知することなく、いつでも明細WEB確認の内容を変更できるものとします。

第12条の5(書面での交付)

- 1. 会員が、明細WEB確認の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け 出るものとします。
- 2. 前項の場合、当該会員は、当社所定の場合を除き、当社に対し、利用代金明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数1 回につき当社所定の金額を負担するものとします。 3. 会員は、前項の発行を発表した会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。

第12条の6(支払額の通知および残高承認)

- 1. 当社は、会員が当社へ前条第1項に規定する届出をした場合、第9条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用 代金明細等が記載された書面を会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。 2. 会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を会員の届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合で
- も支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとし 生す
- 3. 会員は、第1項の書面の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第9条により指定された支払日の1週間前までに、 当社へ連絡するものとします
- 4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用代金明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。

第13条(利用状況に関する疑義)

- 1. 当社からのETCカード利用代金の請求は、道路事業者作成の請求データに基づいて行うものとします。
- 2. 前項の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者との間で解決を図るものとし、かかる疑義は、当社に対するETCカード利用代金の支払拒絶の理由とはなりません。

第14条 (費用・公租公課等の負担)

- 1. 会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
- 2. ETCカードの利用に基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費

用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担しまたは負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社 所定のものを、当社に対して支払います。

- 会員は、第9条第4項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき当社が都度提示するサービス利用料(実 費相当額)を、当社に対し別に支払うものとします。

- 会員は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第15条(ETCカードの紛失・盗難等)

- 1. ETCカードの紛失・盗難や会員が第4条に違反したことにより第三者にETCカードを使用された場合、その利用代金は会員に おいて負担するものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出た上で所轄の警察署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、当社が届出を受けた日の60日前以降に発生した損害については、当社は会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該ETCカードが第三者に使用されたことによる員の支払は免除されないました。
 - ① ETCカードの紛失・盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。

 - ②会員の関係者によって使用された場合。 ③本規約に違反している状況において、紛失・盗難が発生した場合。 ④戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - ⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の方法、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調 査に協力せず、あるいは通常要求される損害の防止・軽減のための措置をとらなかった場合。
 - ⑥その他、会員が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合。

第16条(遅延損害金)

会員は、当社に対するETCカード利用代金の支払を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払日に至るまで支払うべき金額に対し、 また期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで残金全額に対し、年14.60%(1年を365日とす る日割計算) の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第17条 (再発行)

ETCカードの紛失・盗難・毀損等により会員がETCカードの再発行を希望した場合、当社は再発行について審査の上これを認 めた場合のみETCカードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

第18条(退会)

- 1. 会員は、両社所定の方法により退会することができるものとします。この場合、会員は、貸与されているすべてのETCカードを 直ちに返還し、ETCカード利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続が完了するものとします。
- 2. 会員は、退会の際に当社から求めた場合、支払期限の如何にかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとし、退会後 もETCカードに関して生じた一切のETCカード利用代金等について支払の責任を負うものとします
- 3. 第1項の定めにかかわらず当社がETCカードを返還しない旨を認めた場合、会員は、ETCカードを破砕し利用不能の状態にし て処分しなければならないものとします。 第19条(会員資格の喪失およびETCカードの利用停止)

- 1. 会員が次のいずれかに該当した場合(⑥については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む)、当社は、会員に対して資格喪失の通知を発することにより、会員資格を喪失させることができ、併せて道路事業者に当該会員に貸与したETCカードを失効させる旨を通知することができるものとします。
 - ①入会に際して虚偽の申告をしたとき。
 - ②本規約のいずれかに違反したとき

 - ③ETCカード利用代金、その他当社に対する債務の履行を遅滞しているとき。 ④会員の信用状態が著しく悪化し、あるいはETCカードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断したとき。 ⑤その他会員資格を継続させることが不適当であるとENEOSまたは当社が判断したとき。

 - ⑥第28条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
- 2. 会員が前項各号に該当した場合(⑥については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む)、当社は会員 が保有する全てのETCカード利用を一時的に停止する措置を講じることができるものとします。また、会員は、会員資格喪失の有無にかかわらず前項①~③号に該当する状況においてはETCカードを利用してはならないものとし、当該状況における利用に
- 基づく支払債務については、直ちに一括して当社に支払うべきことを請求されても異議ないものとします。
 3. 会員が第1項各号に該当する場合、当社は必要に応じ、直接または道路事業者を通じてETCカードを回収することができるものとし、回収に要した費用は会員において負担するものとします。また、会員はENEOS、当社および道路事業者からETCカードの返還を求められたときは変われたに応じるものとします。
- 4. 会員は、退会あるいは会員資格の喪失後においてETCカードを利用してはならないものとし、当該状況におけるカード利用に基づく支払債務については、直ちに一括して当社に支払うべきことを請求されても異議ないものとします。また、貸与されていたE TCカードにかかる盗難補償に関する手続等、損害発生の防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。

第20条 (期限の利益喪失)

- 第20 米 (新版の利益及人)
 1. 会員が次のいずれかに該当した場合 (⑩については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む)、会員は本規約に基づく債務(ETCカードの利用時期にかかわらず)、その他当社に対する一切の債務について、何らの通知・催告を受けることなる。
 - ①当社に対する債務の支払を遅滞した場合。

 - ②自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。 ③保全処分(信用に関しないものは除く)、強制執行、競売等の申立を受けまたは公租公課を滞納したとき。 ④会員に対して破産・民事再生・会社更生・清算・特定調停等法律上の債務整理手続の申立があったとき。

 - (4会員に対して破産・民事再生・会仕更生・宿鼻・特定調停寺体年上の頂房金理士杭の中立かめつんとさ。 ⑤逃亡、失踪または刑事上の訴追を受けたとき。 ⑥ETCカードを第三者に貸与し、ETCカードについて質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 ⑦本規約以外の当社に対する金銭債務を当社の催告期限内に支払わないとき。 ⑧監督官庁からその営業許可の取消を受け、または営業を停止し、もしくは廃止したとき。 ⑨会員が、届出済の所在地(住所)の変更の届出を念るなど、会員の責に帰すべき事由により、当社に会員の所在が不明となったとき。 ⑩第28条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に 基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 金づく衣切・帷約に関して虚偽の甲目をしたことが刊切したこと。
 2. 会員が次のいずれかに該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく債務(ETCカードの利用時期にかかわらず)、その他一切の当社に対する債務について期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
 ①本規約上または当社・会員間の他の契約上の義務に違反し、その違反が本規約または当該契約の重要な違反となるとき。

 - ②その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - ③会員資格を喪失したとき。

第21条(届出事項の変更)

- 1. 会員は、両社に届け出た法人等の名称(商号)・代表者・所在地(住所)・電話番号・預金口座等について変更があった場合は、所
- に 会員は、同位に届け出たは大手の名称(高方)ではなる がは地 (日が) で 電話番号 で 頂並口屋寺に ラッ で変更があった場合は、所 定の方法により、遅滞なく両社に通知しなければならないものとします。
 2. 会員が前項の通知を怠った場合、両社が届出を受けている住所・法人等の名称宛に発送したETCカードその他の郵便物は、通常 到達りできときに到達したものとみなします。ただし、前項の通知を行わないことについて、やむを得ない事情がある場合にはこ の限りではないものとします
- 3. 会員が、当社またはENEOSの発送した郵便物の受領を拒絶した場合、これらの郵便物は、当該受領拒絶のときに到達したもの

とみなします。郵便物が不在留置期間満了のため当社またはENEOSに還付された場合、これらの郵便物は、会員が受領を拒絶 したものとみなします。

第22条(免責)

当社は、ETCカード利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるい は損害の賠償にかかる責任を負わないものとします。

第23条 (道路事業者による請求)

- 1. 第9条の規定にかかわらず、当社と道路事業者との間で特に必要と判断した場合は、道路事業者から会員に対し、ETCカードの利用にかかる代金を請求することがあります。
- 2. 会員は、前項の目的に必要な範囲で、当社が道路事業者に対して会員の属性およびETCカードの利用に関する情報を提供する場合があることに予め同意するものとします。

第24条 (規約の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応す 当性は、任会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ノノンド別にルールもしくは伝アの変更、パードではヘィームのにはに対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のETCカード取引に係る規約・規定・特約等(本条において、以下「本規約等」という)を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第25条(準拠法)

本規約に関する準拠法および会員と当社との契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第26条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社、支社、支店、もしくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることに同意します。

第27条 (会員情報の取扱)

両社がETCカード取引に際して収集する会員情報の取扱については、本規約とは別に定める「会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」(後掲)に定めるところによるものとします。

第28条(確約事項)

- 1. 会員および連帯保証人は、会員(会員の役員等を含む)および連帯保証人が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、か つ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他上記①~⑤に準ずる者
- 2. 会員および連帯保証人は、自ら(会員の役員等を含む)又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。 ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為

 - ②本契約に関して、資油的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いては威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 ⑤その他上記①~④に準ずる行為

— インフォメーション事項 —

くご相談窓口>

- 1. ETCシステムの利用方法、通行料金の内容その他車両運行に関するお問い合わせ・ご相談は道路事業者にご連絡下さい。
- 2. ETCカードに関連するサービス内容等のお問い合わせについては、下記の当社カスタマーサービスセンターまでお願いいたしま
- 上記の他、本規約についてのお問い合わせ等については、下記の当社お客様相談窓口までご連絡下さい。 【カスタマーサービスセンター インフォメーションデスク】

[東京]〒135-0016

東京都江東区東陽 6-3-2 イースト 21 タワー

TEL03-5617-2293

「名古屋] 〒460-0003

名古屋市中区錦 2-17-21 NTT データ伏見ビル

TEL052-239-2293

【お客様相談窓口】

〒 451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

[東京] TEL03-5617-2533 [名古屋] TEL052-239-2533

— 会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定 —

第1条(ETCカード会員制度にかかる会員情報の取扱い)

- 第1来 (ETC) 「下云真前段にかる玄真情報の取扱い」 1. ENEOS株式会社(以下「ENEOS」という)とトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」といい、当社とENEOSを併せて「両社」という)は、ETCカードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者(法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証申込者。以下同じ)および会員(以下両者を「会員等」という)に関する情報を、ETCカード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。 2. 両社は、会員等の意に反する会員情報の取扱防止と会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく会員情報を厳重に管理するものとします。
- 3. 会員等は、自己の会員情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。

第2条(与信等にかかる収集・利用、預託)

- 1. 当社は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含む当社との取引の与信判断、与信後の管理および本人特定ならびにカードサービス提供業務のため、以下の情報(以下これらを総称して「会員情報」という)を保護措置を講じた上で収集・利用します。 ①属性情報 会員等が所定の申込書に記載する等により申告した会員等の氏名(商号)、生年月日(設立年月日)、年齢、性別、住所(所
 - 在地)、電話番号、事業概要、家族構成、住居状況、年収状況等(本契約締結後に会員等から通知を受ける等により、両社が知り得た変更情報を含む。以下同じ)
 - ②契約情報 カードの区分、申込日、入会日、入会店舗、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に 関する情報
 - ③取引情報 ETCカードの利用件数、利用金額等のETCカード利用の概況に関する情報

 - ②支払情報 本契約に関する会員の利用残高、月々の返済状況 ⑤支払能力情報 会員等の支払能力を調査するために必要な情報で、会員等が申告した会員等の資産・負債・収入・支出ならびに当 社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、またこれらの情報を電話等により記録した情報 ⑥本人確認情報 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、会員等の運転免許証、パスポート、住民票等によって本人確
 - 認を行う際に収集した情報
- 2. 前項の収集・利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、会員情報 の保護措置を講じた上で会員等の会員情報を預託します。

第3条(各種サービス実施にかかる利用)

- 1. ENEOSは、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を利用します。 [目 的] ENEOSの事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物を送付する等の方法によりご案内する目的
- 当社は下記の目的のために、属性情報、契約情報および取引情報を利用します
 - [目 的] 当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う金融商品・金融サービス等について宣伝印刷物を送付する等の方法によりご案内する目的

トヨタファイナンス https://www.toyota-finance.co.jp/ 第4条(信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供)

- 1. 会員等は、下記の事項に同意します。
 - ①当社は、会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、性別、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、当 社が加盟する信用情報機関(注)およびこれと提携する信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に提供し、会員等に

 - (注) 個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」という)に提供することを 業とするものをいいます
- 2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

 - 会員等は、下記の事項に同意します。 ①当社は、会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、 当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、第3項に記載のとおり利用されます。

The state of the s	
当社が提供する信用情報	登録期間
本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年間

- ②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。 ○株式会社シー・アイ・シー
- 会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、性別、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号等)。 申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等)。 支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用機高、割賦機高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等)。
- 3. 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意
 - 会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の 知識を受けることを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 (1) 信用情報機関が保有する信用情報

 - 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 ①第2項①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
 - ②信用情報機関が収集した①以外の情報
 - ③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報 (2) 信用情報機関による信用情報の利用

 - (2) 信用情報機関による信用情報の利用 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。 ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 (3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供
 - - 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報((1) ①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1) ①)を、提携信用 情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します
- 4. 当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関
 - (1) 当社が加盟する信用情報機関の名称等
 - 当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含む)により通知し、同意を得るものとします。
 - ①株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)
 - お問い合わせ先: 0570-666-414
 - ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp/
 - ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。
 (2) 提携信用情報機関の名称等

 - 提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。
 - ①全国銀行個人信用情報センター

 - お問い合わせ先: 03-3214-5020 ホームページアドレス: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
 - ②株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

第5条(会員情報の開示・訂正・削除)

- 1. 会員等は、両社および第4条で記載する信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する
 - 会員情報を開示するよう請求することができるものとします。 ①当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口に連絡して下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類 手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでお知らせしております。
- (URL) https://www.toyota-finance.co.jp/
 ②信用情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の信用情報機関に連絡して下さい。
 ③ENEOSに対して開示を求める場合には、第8条第1項記載の窓口に連絡して下さい。
 2. 前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類(印鑑登録証明、自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数は関します。
- 3. 開示請求により、万一会員情報の内容が事実でないことが判明した場合には、両社は、速やかに訂正または削除に応じるものとし

第6条(本規定に不同意の場合)

- 1. 両社は、会員等がETCカード入会契約に必要な記載事項(申込書に会員等が記載すべき事項)を記載できない場合および本規定 の内容を承認できない場合、ETCカード入会契約をお断りすることがあります。ただし、本規定第3条に同意しないことを理由に両社がETCカード入会契約をお断りすることはありません。
- 2. 会員等が、第3条に同意しない場合、両社は第3条記載のすべての利用を行わないものとします。ただし、利用代金明細等送付の 際の同封物についてはこの限りではありません
- 3. 前項に該当する場合、第3条に記載した利用目的に関連して会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことに

ついて、会員等は予め了承します。

第7条 (会員情報の利用の中止の申出)

本規定第3条による同意を得た範囲内で両社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3 条に基づく両社での利用を中止する措置をとります。ただし、利用代金明細等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

第8条(会員情報に関するお問い合わせ先)

1. ENEOSに関する宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の中止の請求について、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見については、下記までお願いします。 [対応部署] ENEOSお客様センター [住所等] 〒100-8162 東京都千代田区大手町 1-1-2

TEL 0120-56-8704

2. 当社に関する宣伝印刷物の送付等の中止について、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口 までお願いします。 なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者(コンプライアンス担当役員) を設置しています。

[対応部署] お客様相談窓口 [住所等]〒451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

東京] TEL03-5617-2533 名古屋] TEL052-239-2533

第9条(ETCカード入会契約の不成立、退会等の場合)

1. ETCカード入会契約が不成立の場合は、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。 2. 退会等により会員でなくなった場合、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第10条 (本規定の変更)

- 3. 本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。 2. 本規定のうち、取り扱う会員情報の内容、会員情報の収集・利用の目的について変更が生じた場合は、会員等に通知し、同意を得 るものとします。
- 3. 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ会員等に通知するものとします。

※規約・規定集に同意いただけない場合は、退会手続をとらせていただきますので、その旨お書き添えの上、ETCカード利用前にETCカードを切断し利用不能の状態にして当社へご返却下さい。

法人会員専用WEBサイト利用規約

第1条 (規約の適用)

- 1. 本規約は、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」といいます)がインターネット上で運営する法人会員専用のWEBサイト(以 下「当サイト」といいます)にアクセスするすべての利用者(以下「利用者」といいます)に適用されるものです。 2. 利用者は、本規約の他、当社が発行し、利用者が保有するカード(以下「カード」といいます)の会員規約及びその他注意事項等

- 3. WEBサイト会員は、本規約の内容に従って、当サイトにログインすることにより、当社所定のサービスを受けることができます。 2. 本サービスを利用するために、当社が定める方法により、当サイトの登録を行った者を「WEBサイト会員」といいます。 3. WEBサイト会員は、本規約の内容に従って、当サイトにログインすることにより、当社所定のサービスを受けることができます。 ただし、WEBサイト会員は、自らが保有するカードの種類により、本サービスの利用が制限される場合があることを、異議なく 承諾します。
- 4. 当社は、当サイト等に公開するなどの所定の方法でWEBサイト会員に周知することにより、本サービスを任意に追加、変更又は 中止することができるものとします。

第3条(ID及びパスワード)

- 1. 利用者のうち、WEBサイト会員になろうとする者は、本規約を承認のうえ、当社所定の方法に従い、パスワード等を設定します。 なお、パスワード等を設定済みのWEBサイト会員は、必要に応じて当社所定の手続きによりパスワード等を変更することができ るものとします。
- 2. 利用者は、パスワード等について、他人に推測されることのないものを設定します。
 3. WEBサイト会員は本サービスを利用する場合、ID及びパスワードを入力することにより、当社所定のWEBサイトにアクセス
- します。当社は、ID及びパスワードの一致を確認することによりアクセスした者をWEBサイト会員本人とみなします。 4. WEBサイト会員は、自己のID及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またその恐れがあることが判明した場合、 直ちに当社所定の届出を行うものとします。

第4条(電子メールアドレス)

- 1. WE B サイト会員は、本サービスに利用する電子メールアドレスとして、第三者と共有して利用する電子メールアドレスは登録できず、その他当社が不適切と認めた電子メールアドレスは登録できません。

- きず、その他当在が不適切と認めた電子メールアドレスは全球できません。
 2. WEBサイト会員は、本サービスに利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。
 3. WEBサイト会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当サイトで変更の手続きを行うものとします。
 4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムに事故があったこと、WEBサイト会員の責に帰すべき事由があったこと、WEBサイト会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかったことを原因としてWEBサイト会員が諸通知の受信をできなかった場合であっても、当社は、最終届出の電子メールアドレスによって表現としてWEBサイト会員が諸通知の受信をできなかった場合であっても、当社は、最終届出の電子メールアドレスによって表現といる力を対策によって表現します。 あてて諸通知の内容を送信した時をもってWEBサイト会員に到達したものとみなします。
- 5. 当社は、当社からの諸通知が受信できないことにより、WEBサイト会員又は第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任 を負いません。

第5条 (WEBサイト会員の管理責任)

- 第5条 (WEBサイト会員の管理員任)
 1. 本サービス (将来提供されるものを含みます) は、ID及びパスワードを使用することで、利用が可能となります。そのため、WEBサイト会員は、ID及びパスワードが悪用された場合、損害が発生するおそれがあることを十分に考慮の上、自己のID及びパスワードの使用者を厳正に選定し、当該使用者の退職時等はパスワード等を変更するなど、善良なる管理者の注意をもってID及びパスワードを管理するものとし、その使用、管理について一切の責任を負います。また、そのID及びパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾します。
 2. ID及びパスワードが第三者に使用されたことによる損害は、WEBサイト会員の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切責任
- を負いません。
- 3. WEBサイト会員は、自己のID及びパスワードが使用されて第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を 賠償しなければなりません。

第6条(禁止事項)

- 利用者は、当サイト(本サービスを含み、以下同じとします)の利用にあたって、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 利用者として有する権利を第三者に譲渡し、又は第三者に行使させる行為 (2) 本サービスの利用によって取得した情報を、カードの会員規約に基づく業務の遂行の目的外で利用する行為 (3) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、当サイトを通じて、又は本サービスに関連して使用又は提供する行為 (4) 当社の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 (5) 当サイトの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為 (6) 他人のより表現るように、ませっとできません。

- (6) 他人のID及びパスワードで認証して、本サービスを利用する行為、又は当サイトのパスワード保護エリアへ当社の許可なくア クセスする行為

- (7) 当サイトへの無許可のハイパーリンクの掲載、及び当サイトの掲載情報の枠を変更する行為
- (8) 法令又は公序良俗に反する行為
- (9) その他当社が不適用と判断する行為

第7条(知的財産権等)

「当サイトに表示された商標、ロゴ及びサービスマーク」、並びに「当サイトに掲載されている全ての情報及び当サイト上で又は当 サイトを経由して入手できるソフトウェアを含む、当サイトの内容」等、当サイトに関する全ての商標権、著作権その他の知的財 産権は、全て当社その他の権利者に帰属します。利用者は、当該権利を侵害し又は侵害するおそれのある行為を行ってはなりません。

第8条(本サービスの利用中止)

- 1. 当社は、WEBサイト会員が次のいずれかに該当する場合、WEBサイト会員の承諾なくしてWEBサイト会員のIDを無効とすることができます。同様に以降の当該WEBサイト会員の本サービス利用に制限を行うことができます。
 - (1) カード会員資格を喪失した場合
 - (2) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (3) 本サービスの利用に際し必要とされる義務の履行を行わなかった場合 (4) その他当社がWEBサイト会員として不適当と判断した場合
- 2. 当社は、本規約の違反に対して、特定のインターネットアドレスから当サイトへのアクセス制限を含む、あらゆる対策を実施する 権限を有するものとします。

第9条(免責)

- 1. 当社は、当サイトの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行わないものとします。また、 当サイトにおいて、当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行いません。
- 2. 当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は当サイトの利用に起因して生じた利用者又は第三者の損害について、一切責 任を負いません。
- 3. 当社は、当サイトにリンクされた、提携企業等のその他の企業のWEBサイト(以下「リンク先サイト」といいます)に提供され
- ている内容に対し、一切責任を負いません。 4. 当社は、当サイトを通じてアクセスし、リンク先サイトからのダウンロード等により発生したコンピューターその他機器の損害や、 コンピューターウィルス感染等による損害については一切の責任を負いません。
- 5. 当社は、リンク先サイトからの情報提供により発生若しくは誘発された損害、当該情報の利用により得た成果、又はその情報自体 の合法性や道徳性、著作権の許諾、正確さについての責任を負いません。 第10条(当サイトの一時停止・中止)

- 1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知又は承諾なくして、当サイトの一部又は全部を一時停止又は中止することができるものとします。
 - (1) システム保守その他当サイト運営上の必要がある場合
 - (2) 天災、停電その他当サイトを継続することが困難になった場合
 - (3) その他当社が必要と判断した場合
- 当社は、当サイトの一時停止又は中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第11条(本規約の変更)

当社は、社会情勢若しくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルール若しくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、予め当サイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約を変更することができるものとし すす

第12条 (準拠法)

本規約の成立、 効力、履行及び解釈に関しては、全て日本法が適用されます。

第13条(合意管轄)

利用者は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地及び当社の本社、支社、支店若しくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることに同意します。

(取扱カード会社) トヨタファイナンス株式会社

2025年7月版